

## 公的研究費の不正使用の防止に関する基本方針

令和元年9月18日  
学長（最高管理責任者）裁定

岩手保健医療大学では、学術研究の信頼性を確保し、教育研究活動を行う機関としての社会的な責任を果たすため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程第3条第4項の規定に基づき、以下の取組みを進めることとしました。

今後とも公的研究費の不正使用の防止と適正な運営・管理を推進し、学術研究を通して地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

### 1. 責任体制の明確化

公的研究費の運営及び管理を適正に行うため、不正防止対策に関して本学の内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在、範囲及び権限を明確化し、責任体制を本学の内外に周知・公表する。

### 2. 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

不正使用が行われる可能性があるとの前提の下、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境や体制の構築を図る。

### 3. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施し、不正使用の発生を防止する。

### 4. 公的研究費の適正な運営と管理活動

適正な予算執行を行い、取引業者等との癒着の発生を防止するとともに、不正使用につながるような問題が捉えられるよう、実効性のあるチェックが働くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。

### 5. 情報発信と共有化の推進

経費の使用に関するルール等について、本学の内外からの相談窓口を設置するとともに、公的研究費の不正使用防止への取組みに関する本学の方針等を外部に公表する。

### 6. モニタリングの実施

不正使用の発生の可能性を最小化することを目指し、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備し、実施する。